

午後2時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、14番平田梯子議員の質問を許可します。14番平田梯子議員。

（14番平田梯子君登壇）

○14番（平田梯子君） 皆様こんにちは。お忙しい中に傍聴ありがとうございます。

午前中の柴山議員の質問のごあいさつの中に、教科書問題がございました。それで、きょうの質問と私は重ね合わせて思い出した問題ががございます。皆さんも15歳の中学校時代に、中学3年生の英語の教科書の最後に「アイ・ラブ・ア・ドリーム」という、キング牧師の話がありました。これは、黒人解放の問題でした。

もう一つは、地球と、もう1つ惑星があって、惑星に向かって地球が原子力のために爆発して、救いを求めているお話がございました。そのとき私は、推理小説のような気持ちでいましたが、40年ぐらい前のことでございます。35年から45年ぐらい前、皆さん、御記憶にあるかと思っておりますが、私は卒業生のプレゼントとして、これを教科書を使って一緒に学んだ覚えがございます。それが今、こんなに早くも、この原子力問題がやってきたのかという、今、おびえてあります。

きょうは、エネルギー問題、それから福祉関係の問題、学童保育所の問題、3点、質問席から質問させていただきます。午前中の柴山議員、それから実藤議員に、何かエネルギーを奪われたような気持ちでございますが、皆さん、どうぞよろしくお付き合いのほどをお願いいたします。それではよろしく申し上げます。

（14番平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） 質問に移ります前に、きのう質問される方が、よく朝倉市は魅力あるまちかとか、誇りあるまちづくりで、自然はいいし、歴史と文化の優れたところという回答があっておりましたが、もう一つ何か足りないなと思ったのは、私は人が見えてないと思ったんですね。人の活動が、ここから発信できているだろうかと思いました。

そんな、人の発信がよそに届いてないんじゃないか。だから、朝倉市の存在が何となく薄れてるのではないかなと思っております。私たちは、人的な魅力をつくる、それから見える人の動きをつくる。ほんとに全面にこれが見えていないので、打ち出す、打って出るやっぱり政策を取らなくてはいけないし、挑戦、チャレンジするまちづくりをしなくてはいけないのではないかなと思ってます。そのためには、行政の方のみに頼ることなく、住民が力を出し合って、協働するまちづくりっていうのが、今、私は一番大事だと思っております。きょう、私の質問の中でも、協働するまちづくりということで提起させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

最初は、エネルギー対策についてお尋ねします。原子力発電エネルギーに対する市長のお考えは、1番議員の質問に対する回答で認識できました。で、未来を託す子や孫へ、美

しい地球と健康な体をプレゼントすることが、私たち大人の役目であると、ひしひしと感じております。今後、私自身も認識を変えていきたいと思っております。

原発は、やめる、とめる、冷やす、封じ込めるしかないのに、どれもできず、収束の見通しありません。そんな危険なときに、私も含めた国民が意識を変えられない、安全なエネルギーを求めようとしないと、原発に詳しい藤田祐幸さんは語っていました。

今、インターネットを開くと、皆さんもごらんになっていると思いますが、リアルタイムで九州電力管内の電力供給量に対する使用率が示されています。夏の間でも、最高90%に近いところまで来ましたが、90%は超えなかったような記憶をいたしております。

国が出しましたエネルギー経済統計要覧こんな小さい本なんですけど、発電施設の発電可能な電力と、最大電力需要が、火力プラス水力の発電能力を超えたことがないという統計があります。数字をずっとくって行って、その使用量とすると、火力発電に水力発電、それから上に原子力発電の棒グラフにしますと、水力発電以下になっております。もちろん、日にちにすれば、それを超えるときがあるかもしれません。時間にすれば、超えるときがあるかもしれません。

しかし、九電は、先ほどの話では、20%が原子力発電所に頼っているという話がございました。それをトータルしますと、20%ぐらいい余ってるんですが、使っていない電力があるんですが、使わなくていい電力があるんですが、それが原子力発電の分に当たるんですが、九電は28%ぐらいい供給をしてますので、これは送電線を全国统一すれば、どうにか賄えるのではないかなという思いもいたしました。

つまり、現在でも、原発なしでも、送電線をつなげば、停電しないかもしれない。みんなが節電することで、再生可能な自然エネルギーだけでもいいかもしれないと考えられます。市長も、1番議員の質問の中で、原子力エネルギーにかわる自然エネルギーを確保していくことが大切であると、午前中に答えられました。節電は、そんな判断材料にもなると思います。原発エネルギーから一歩踏み出す要因にもなると思います。

そこで、私は6月議会に、市庁舎の節電についてお尋ねしましたが、公共施設における効果についてお尋ねします。電力の使用量の動向はいかがでしたでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 6月議会の中で、朝倉市の公的施設の節電をいろいろ御報告申し上げたと思います。それで、ことしの4月から7月までの4カ月間でございますが、その集計をとってみました。昨年度の4月と7月の比較でございます。

まず、庁舎関係です。本庁と朝倉、杷木の2つの支所を合わせた3つの建物でございますが、キロワット数でいきますと、4カ月で26万8,150キロワットで、前年度比でいきますと、マイナスの15.0%の減でございます。

それから、環境センター関係です。火葬場とかし尿処理施設とか事務室がございます。その使用量は、同じく4カ月の使用量が53万9,743キロワット、前年比4.1%の減でございます。

います。

それから、小学校が14校と、中学校が6校あるわけですが、使用量としましては94万4,370キロワットで、前年比1.3%の減でございます。

それから保育所は7万3,686キロワットで、これは前年に比べますとほぼ同じでございます、0.02のマイナスです。0.02です。

それから、ピーポート関係でございます。それと、杷木、朝倉の生涯学習センター合わせたものでございますが、合計ワット数が32万668キロワット、前年度比2.5%の減でございます。

それから、8月26日の朝日新聞に載っておりました九州電力の販売電力量、7月分でございますけど、これは前年度の7月に比べますと2.0%の増というふうに載っておりました。朝倉市の庁舎関係、本庁と支所の分の7月分だけの比でいきますと、21.1%の減でございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ありがとうございます。それで、2点質問しますが、そういう節電で支障がなかったかどうかということが1点目と、2点目は、住民の中にも節電やCO<sub>2</sub>削減に頑張っている人がある姿を見ました。しかし、これは継続的にそのことが、生活パターンとならなければ意味がありません。広報紙でも啓発をしてありましたが、朝倉市民の実態についてはどのように感じてありますか。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 議員言われますように、市民の皆さんには、広報で節電等のお願いをしてまいりました。実態的にどうだったかということについては、十分承知をしておりますけれども、職員の皆さんに聞きますと、やっぱり自分のうちでも一定の節電をせにゃいかんというような意識が高まったというようなことは聞いております。

（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 1点の問題でございますけど、支障があったかということでございますけど、庁舎等見ていただいたらおわかりかと思えますけど、きょうの一般質問の中でもありましたように、やっぱり暗くなったと。昼休みとか、ほとんどのところを消しておりますので、窓口等は当然開けておりますが、そういうのは見た目では、みかけは暗かったということでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 仕事に支障がないようには考慮されてもいいんではないかなという思いもいたしておりますが、今後の節電について、市のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 電力の使用というのは、夏場のクーラーが非常に多いわけでございます。クールビズは、通常でしたら9月までで例年やっておりますのを、1カ月伸ばして10月までとしておりますし、今の節電の継続は続けていこうというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 庁舎内でもしっかり頑張っていってほしいと思いますので、市民としても、またさらに私どもも頑張っていきたいと思っておりますが、そうしながら、やっぱり電気に対する、電力に対する意識を少しずつ変えていく必要もあるかと思っております。

それでは、2番の質問に移ります。電力の自由化についての質問です。今回の原発の再稼働について、いろいろ論議がありますが、すぐに何か、可否を即答できなかった原因は、私自身は、私の使う電力は九電のみであるという考え方が非常に大きかった。その認識の違いであったなという思いもいたしております。

今、電気を供給するところが幾つもあって競合し合い、九電も選択肢の1つであることを知りました。ただし、家庭用は低圧受電で、まだ自由化されていません。高圧受電の、朝倉市は高圧受電だと思いますが、公共施設にPPS、英語で言えばパワー・プロデューサー・アンド・サプライヤーと書いてありますが、特定規模電気事業者、電力の利用はできないだろうかと考えています。これがわからない、まだ初めての言葉ですから、少し説明させてください。

大手電気事業者のほかに、九電とか東電とか中部電力とか、そのほかに民間で売電する会社です。電力小売業事業のことで、九州管内では、新日鉄とかエネットとかイーレックス、エネサーブ、パナソニック、スペクトルパワーデザイン株式会社、丸紅株式会社などが販売いたしております。

先日、国会で再生可能エネルギー特別措置法が成立して、現在の法律で制限されて、今までの法律で制限されていたPPS法の制限が、少し緩和されたとも聞きました。つまり、参入事業所がふえることだろうと思っております。

福岡市役所では、九電、そしてPPSの3社を、指名競争入札で決定し、4社から電気を買っています。さらに福岡では、福岡地方裁判所久留米支部、九州大学筑紫キャンパスなどで利用しているそうです。ちなみに、福岡で利用できる特定規模電気事業者は16社あります。PPSを利用した市では16%から20%の電気料を削減したとも聞いています。

この分を、再生可能自然エネルギーの発電設備の補助金とか、研究費に充てられないかどうか、自然エネルギーを地産地消のきっかけづくりと考えています。そんな意味で、朝倉市の公共施設におけるPPS電力の利用はできないかをお聞きしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務財政課長。

○総務財政課長（堀内善文君） 私のほうも、ちょっと初めてでしたんで、この特定規模電気事業者というのは、ちょっと承知してなかったわけございまして、いろいろ調べさ

せていただきました。

議員さん言われますように、50キロワット、月の契約が50キロワット以上の事業所でしたら、この電気が買えるということでございまして、朝倉市の本庁をみれば403キロワットでございます。ですから、その対象になるそうございまして、インターネットの中でのいろいろな会社が出ておまして、1つの会社を試算をさせていただきました。

電気料金の中には、基本使用料と、ワット数に応じてする従量的なもの、それと燃料の調整費とかいう、どこがしても同じような料金ちゅうのもあるそうです。ですので、推計で、実際の実額とは若干違いますけど、本庁と支所で大体年間に2,100万円程度の電気料を払っているわけでございますが、その中で、本庁の分だけ、それを昨年8月からことしの7月までを試算しましてしたところ、大体1,300万円程度が電気料で払っております。で、私どもがしたところによりますと、21万円程度が安くなって、率にしますと1.6%で、額はまだ低いようでございます。

ですので、ほかにもいろいろな業者があろうと思っておりますので、ちょっと調べさせていただきますまして、経費の削減には努めていきたいと思っております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私も自宅から近々の請求書を送ったわけです。ところが、低圧でだめだということでございまして、今から家庭に解放されるといいと思います。私はありがたい、そういう調査をしていただいてありがたいと思いますが、会社間で競合することも大事ではないかなと。私たちは電力を買う立場にあるので、今からそういう生き方が問われるのではないかなと思っております。

スウェーデンでは、多分スウェーデンだったと思いますが、電線が違って、火力発電の電線とか水力発電とか、それから原子力発電とか、いろいろ違って、住民が選べるようになって、ほんとに電力の自由化がされながら、自分がどのエネルギーを使うかっていうことを選べるようになっておりますが、日本では一緒くたに送電線が1本になっているものですから、そのあたり選べない。だから、原子力を選ばないというわけにはいけないので、私は節電と、この自由化の中で、私たちが電力業界を知ってるぞという姿勢を示すことが必要であろうと思っております。今後も御検討のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、3点目に移らせていただきます。きれいな地球を未来に残すために、放射能を出して、核のごみの処置法が見出せない原発から、なるべく早い未来に脱却、原発依存を減らさなければいけないと考えています。これは、私だけではないと思っておりますが、国内でも、多くの人たちが再生可能エネルギーを、自治体や家庭で模索して利用していたり、利用しようとしていることを知りました。

今度の原発の事故は、私にとっては本当にいろんなことを知ることになりましたが、そして、再生可能エネルギーに、もうシフトするかどうかわ迷うときではなくて、今は、どうシフトを実行すればいいかということが迫られている時期ではないかと思っております。

水と緑を誇る朝倉市におきましても、バイオマスの利用もありますが、これは環境税の関係で使えないということを報告を受けましたので、環境税の使い方を、また国の流れ、それから県の流れを、また変えていかななくてはいけないと思う。その時点で、また考えていただきたいと思いますし、それから温泉も50度以上あれば発電できるということでございますが、私は、きょうは、小水力発電を検討する考えはないだろうかということをお尋ねしたいと思います。

まず、市が管理する準用河川、1級河川、2級河川はちょっと手続が大変だろうし、準用河川でできるような、100キロワット以下の小水力発電を検討する考えがあるかどうかお尋ねします。

なお、これは小水力発電に興味を抱いている住民が何人かいましたので、共同で検討できたらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 今、議員がおっしゃいます小水力発電につきましての利点は、ダムでありますとか、大規模な水源を必要としなくて、比較的小さな水源で、簡単な工事で発電できるというふうな利点があるというふうに聞いておりますし、また、山間地でありますとか中小河川とか、農業用水路、ビルの施設とか、家庭などにおいても発電が可能であるというふうにも聞いております。

そういった意味では、市として、現段階では、小水力発電について、どうする、こうするということについては、まだ議論しきっておりませんけれども、地域の皆さんがそういった活動をしていくとか、いろんな活動をしていく中での情報とか、いろいろなものが必要でございましたら、積極的にそういった情報発信はしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

先日、前津江のヤマメの里ってところに行きました。一番奥のほうですが、ヤマメを養殖してらっしゃる、そこに谷があって、23メートルのところまで落として、それで発電をしてあるんですね。それを利用するのに15年かかったそうですが、ほかの情報があれば、私たちはそんなにかからないと思いますが、そこで、発電した電気からお湯を沸かして、98度のお湯が出るそうです。そして、店舗も経営してらっしゃいましたが、その店舗の電気も利用できると。ほんのわずかな、小さな小屋でございました。

その次、中津江に行きましたら、鯛生金山でございますが、あそこでビデオを見てましたら、イギリスの経営者が来たときに発電所をつくって、この一帯の電力はその発電所で賄っていると。で、小屋を見たんですが、その小屋だろうと見たら、そこは合併浄化槽みたいところで、ちょっと臭いがしましたが、多分、小さなところだと思っています。

昔から、私たちは工夫しながら、そうやってやっていることを、いろいろ調べながら、

朝倉市にあったものをできたらいいなと思っております。聞くところによりますと、甘水も落差がある水がある。杷木のほうでも白木谷に水が流れています。それから、レクチャーを受けたのでは、こんな小さな小川でも外灯ぐらいつくよと。私たちは、夢と、何か希望と、それから利点を伴った、やっぱりまちづくりをしながら発信していくのがいいんじゃないかなと思っております。

私たち、また、この研究をしたいときには、また、お力を貸していただきたいと思しますので、どうぞよろしく申し上げます。以上で、エネルギーの対策については質問を終わります。

2番目の福祉サービスですが、3番目の学童保育所の質問から先にさせていただきたいと思っております。

学童保育所が、朝倉市にたくさんできました。非常に喜ばしいことです。最初、私どもが杷木でつくりましたときには、どうしてできないんだろうかというところで、学校を借りるのも、もうほんとに教育委員会と、福祉課との契約書を結び直したりしながらしましたが、非常な御理解をいただきながら、温かく子どもたちを育ててきていただきました。

多くの学童保育所が、今、指定管理者制度になっていますが、やっぱり、学童保育所が指定管理制度をとったとしても、次世代育成、朝倉市の次世代育成支援事業の理念にかわりはないと思っております。その理念の中には、子どもたちが輝く、安心して子育てできる町朝倉市と、大きくタイトルがあります。次世代育成支援事業としての学童保育所のあり方を、市としてはどのようなお考えなのかをお尋ねしたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 次世代育成支援事業でございますけれども、子どもたちが安心して伸び伸びと成長し、若い人が子どもを持ちたい、この町で子育てをしたいと思えるような朝倉市にするために、さまざまな形で支援していくというのが、次世代育成支援事業でございます。

その中で、学童保育所につきましては、地域で子どもを見守り、子どもたちにとっても、親にとっても、最善の子育ての環境をつくっていく、子育てを支援する地域づくりとして重要な事業というふうに位置づけております。先ほどおっしゃいましたように、地域の御理解と御協力により、ことしは今年度に14カ所目が設置、開設できたところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田梯子議員。

○14番（平田梯子君） そのことに関してですが、私も先ほどの実藤議員の質問の中で、指定管理者であっても、市の責任は何かというところですね。指定管理費を払えばいい、委託料を払えばいいと。これは、昔から私は思っておりました。補助金の通過地点ではないと。市は人づくりのところであるという、そこを束ねる力は、やっぱり私は市の行政であろうと思っております。

きのうの質問の回答にもありましたが、朝倉市の子どもたちを一体的に育てることが必

要であると。で、やっぱり、学童保育所が立ち上がりますと、保護者の生活実態によったり、地域差によったり、それから児童数、学校の中で児童数の多い、少ないによって、学童保育所のあり方が違います。

それから、たくさん経験を積んだ学童保育所と、それから、どうして立ち上げようかといって、親御さんが一生懸命になり、自分たちの時間を出してでも指導員としてしばらくは頑張ろうとか、あるいは、そこを通り過ぎてしまって、もう親がお金を払って学童保育所に預ければいいという、いろんな実態の中で、この14カ所の学童保育所が朝倉市の中に存在をいたしております。

私どもは、指導員に全部、その責任をお願いすることではなくって、保護者にも責任がある。先ほどの理念の中に、親と子が育ち合うというところがございますが、要のところは、私は指導員も握っていると思っています。

そこで、まず、2番目の質問として、指導員の位置づけが、子どもに対する指導に影響を及ぼすと、やっぱり考えております。まず、やっぱり指導員の待遇、安心して働ける場にするために、その指導員の待遇については、まあ指定管理料を出す、補助金を出す、市としては、その状況を把握していらっしゃいますでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 学童保育所の運営といたしますのは、議員おっしゃいましたように、指定管理者それから委託契約でお願いをしております。その受託者の判断で、指導員の待遇は決められているものと思っております。

ことしの5月に、県の依頼によりまして、全学童保育所について、運営状況の調査を行いました。調査項目の中には、指導員の数とか、雇用形態、賃金や保険の加入状況等も含まれておりますので、状況は把握いたしておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 把握なさった結果、問題点について、課題についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 問題があったかどうかという御質問かと思えますけれども、先ほど部長がお答えしましたとおり、指定管理ということをお願いをいたしております。もちろん、学童保育所の運営につきましては、国が示した要綱、もちろん補助要綱等ございます。それに沿ったもの。それから市が条例を設置いたしております。そういった条例等に基づいて、指定管理の場合は、管理していただく方と協定を結んでお願いすることになります。

それから、委託でお願いしているところは、委託契約を結んでお願いをしているということになります。ですから、私どもが関知している中での問題点というものは、基本的にはないというふうなことで理解をいたしております。



○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私が課題、問題点というのは、先ほど最初の質問で申し上げました次世代育成支援事業の中の学童保育所のあり方ですね。子育ての理念に対して問題がなかったかどうかということをお尋ねいたしております。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 次世代育成支援事業ということで、10カ年の次世代育成支援の法律に基づいて、今、事業をやっております。大きな考え方として、そういう子どもたち、先ほどお話しましたように、地域で子どもたちが輝き、安心して育てる町をつかっていくという、そういう整備をしていくんだという考え方のもとに、今、事業をやっております。ですから、個々のその質の問題とか、そういったものを、そういう観点から判断するというのは、非常になかなか難しゅうございます。

私が今申し上げましたのは、あくまでも、その基盤の整備の仕方として一定の要件を満たしているということで、そういう意味で問題がないというふうなことでお答えをさせていただいた次第でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私どもが学童保育所にかかわっていると、私が学童保育にかかわったときもそうですが、保護者の意見と指導員の意見、子どもの意見が食い違うことがありました。保護者の望みと指導員の望みが違うことがありました。子どもがゆっくりできない学童保育所であることもありました。

その、先ほどおっしゃった調査の中から、数字の中から、そういうことは読めなかったのかもしれませんが。しかし、本来、次世代育成支援事業として、市が子育ての大事な学童保育所としているならば、私が、そういう調査から読めなければ、記述式でも、別に市としてここを持っているのであるので、私はぜひ、その掌握をしていただきたいという思いをいたしております。今までできなかったのも、それ以上追及できませんけれども、そして私は、本当の子育てをやっていただきたいと思っております。

これは、そこの中に働いている指導員の方のほうが問題を持っておられて、3番目の質問に入りますけれども、研修会の要望を以前いたしました。私がいたしました後に、中島議員からも要望が出されました。いまだに実現しておりません。なぜ、できないのだろうかと思っております。いろんなことも、市としても思いがおありだろうと思っております。私たちの思いと一致しなかった部分があったのかもしれませんが。

子どもを育てるのに、学童保育にかかわっている保護者や指導員の研修は必要だと考えているんですが、きのうも一体化の質問があったようにあります。学童保育にかかわっている指導員の方が、子どもたちに接する指導員の一体的な研修が必要であると思っております。強く思っております。強く思っております。何年も思っております。

市からの呼びかけでないと、1つの学童保育所から呼びかけても、任意の者の呼びかけ

と考えられて、集まりません。望むのは、やっぱり朝倉市が一体的に学童保育所の質を高めるといことです。学童保育所が、朝倉市の子どもを育てるところとの位置づけがあれば、保護者、まあ役員の方に限られるかもしれませんが、と指導員の質は高めるべきであると、私も思っています。

市と、研修を必要と感じている人との協働で、この研修会を行えないものでしょうか。市がバックで支援していただければ、指導員で立案・計画をして進めるとのことです。前向きの回答をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） おっしゃるように、適切な運営が行われるために指導員の質の向上を図るといのは、非常に大切なことだといふふうに思っております。前回のときにもお答えしたかと思いますが、毎年、全国学童保育所連絡協議会が主催しております指導員の学校が、春日市で開催されておりますので、そういう案内は行っております。そういう機会に、積極的にとらえていただいて、研さんを積んでいただきたいといふふうに思います。

それと、市が主催してと、研修会をなぜ開けないかという御質問でございますけれども、指定管理者とか保護者、あるいは指導員の相互学習の機会として、連絡会を立ち上げて、自主的な取り組みがされることも、指導員の質の向上について有効な方法だとは思っています。しかし、そのことに積極的に、市のほうがかかわることまでは、今のところは考えておりません。ただ、側面からの支援はやぶさかではございません。前回はそういうふうにお答えをしたと思います。

市としては、毎年開催してます、その、先ほど言いました代表者会議、そのあたりをより効果的なものにするために、その連絡協議会のあり方を一緒に考える。そういう充実していくという工夫を一緒にしましょうという、そういう協議などをやっていきたいといふふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、そのあり方については、まだ後日御相談申し上げたいと思いますが、例えばこういうことです。女性が社会進出の最初のころですね。なかなか外に出られない。ところが、婦人会の役員とか、行政の協議会の委員になったときに、はがきが1枚来ると、家から出やすい。そんな状況が社会実態としてあるわけですね。行政って、そんな力を持っていらっしゃるんですね。

で、学童保育所の指導員も、頼まれて指導員になっていらっしゃる。それから、保護者も学校を卒業して、6年ぐらいたって、組織の中に入ったことのない保護者もいます。どうやっていいかわからない。これを育てるのが、私たちの、知ってる者の役目であろうと思っております。これは、私たちも、指導員の人も、私たちも力を出すことにはやぶさかではありませんので、ぜひ一緒になって、ここの子育てをいたしていききたいと思っておりますか

ら、よろしく申し上げます。

それから、もう1点、これは、その話をするとき、そんな研修会よりも、その以前に、学童の子ども数が7人ぐらいであるので、存続が危ぶまれるということもございましたので、こんなことも、研修会を通じる中で、問題点が出てきて、そして、市として解決できる問題ではないかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、もとに戻りまして、2番の福祉サービスについての質問をさせていただきます。これは、以前から福祉事務所にはお尋ねしていたんですが、どうしても、該当者が納得できるような回答がいただけなかったものですから、私も他自治体の実態も調べて、再度質問させていただくことにいたしました。

朝倉市における障がい児・者へのおむつ支給の基準と実施についてお尋ねします。3歳児以上から65歳未満の方ですか、対象者は。これは、支給がされないということで、どうしてだろうかということですから、その支給基準についてもう一度お尋ねしたいと思ひます。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 障害者に対しますサービスの主なものにつきましては、障害者自立支援法に基づくものでございます。紙おむつ等の支給につきましても、障害者自立支援法で、市町村が実施主体となるよう定められた地域生活支援事業の中の日常生活用具給付等事業で行っているところでございます。

紙おむつ等の支給の要件のお尋ねですけれども、直腸機能障害、膀胱機能障害を有する方で、ストマ用装具を装着できない方、あるいは先天性疾患に起因する神経障害による行動の排尿障害または高度の排便機能障害を有する方、あるいは乳児期以前に発症した特定の疾患に起因して、脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により、排尿または排便の意思表示が困難である方、非常に難しい言葉が並びましたけれども。

日常生活用具等の事業の給付対象品目というのは、おおむね6分類40品目ではありますが、実施主体が市町村ですので、独自の判断でできる部分もございませうけれども、本市としては、国が示した参考例に沿って実施しているところでございませう。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） いろんな疾患についてお話がございましたが、脳原性運動機能障害については、これに含まれているんですか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 先ほど申しました脳原性運動機能障害によるものも含まれております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、おむつの利用が、お年寄りでもそうですが、段々病気が進化して、乳幼児を何歳とかはわかりませうけれども、何歳ごろから、おむつが必要に

なったときに、おむつ支給がされるのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 何歳からかというお尋ねでございますけど、先ほど申し上げました脳原性、いわゆる一般的な脳性麻痺というふうに言われておるものでございますけれども、乳児の場合は、もともとのおむつが、どの子もおむつが必要なわけですね。考え方としましては、市が給付する事業でございますので、一般的な、おむつが必要でない年齢になっても、その当時発症した病気等で、それ以降も、いわゆるおむね3歳というふうにみてますけれども、それ以降もおむつが必要であるという場合には、支給をするというふうな考え方でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 身体障害手帳は、とか、養育手帳は、乳幼児以後も配付されますね。で、その後発症した3歳、おむね、おむつがとれて、一たんとれて、また必要になったときには、それになぜ該当しないのかというのが、ちょっと脳原性運動機能障害のチェックリストを、ちょっと、よその県を見ましたら、今求めてらっしゃるお子さんは、みんなチェックが入るわけですね。脳原性運動機能障害だろうと、私は思ってるんですが、一たんとれて、5歳ぐらいで、またこの脳原性運動機能障害の病気が進化して、あるいは病院の手落ちで、そのように低酸素で、脳機能障害を起こした場合には、これは障害児とは、その該当、おむつを支給する障害児とはみなさないんですか。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） いわゆる専門的な知識が要る話でございますので、私たちもお話を聞いて判断できるようなものでもないわけございまして、それに該当するかどうかという部分につきましては、主治医からの意見を求めて決定をしているということになります。ですから、それに記載されております発症時期が、唯一のよりどころというふうには私たちは考えております。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） それでは、医師との相談をまだまだしなくてはいけないということがわかりましたが、その次、私の知ってる人以外に、まだ、おむつ支給の要求があったそうですが、そんな人に渡しておく、非常な、たくさんのお金があるという答えも得たことがございます。

では、3歳から65歳以下の人たちまで、その該当、おむつ支給を要求している人たちが何人いらっしゃるのか。それから、それに伴う費用はどれぐらいなのか。わかっていたらお知らせ願います。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） 現在、22年度実績でございますけれども、この給付対象になられている方は10名程度でございます。非常に少のうございます。実際に、それ以外

に、御相談に来られた方は、正確に把握はしておりませんが、年数件程度の御相談がっております。

もちろん、65歳以上になれば、介護保険の適用があるか、ないかとかいう、そういう話もありますものですから、そちらのほうに御案内したりとかいうこともございますけれども、件数としては、少のうございます。（「費用」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長、どうぞ。

○福祉事務所長（三宅 明君） 費用でございますけれども——昨年のトータルしまして、このおむつ事業ということだけでは把握をしておりますが、失礼しました。昨年の実績、おおむね41万円でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ちょっと質問が悪かったと思います。おむつを支給してほしい人が何名で、それ、もし支給すれば幾らかかるのですかとお尋ねしております。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） おむつを支給、必要とする方につきましては、把握をいたしております。で、先ほど申し上げましたとおり、該当するかどうかという、いわゆる必要と考えられて、相談に来られた方が数名程度であったということまでしか把握はできておりません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 最初のお答えの中に、障害者自立支援法にないということで、うちは取り組んでいないということですが、これは、市町村の取り組みで、私が調べたのは、古賀市、岡垣町の郡全部、太宰府市、うきは市、筑紫野市、福岡市、大野城市、久留米市は、ここは全部3歳以上、65歳未満、市町村で取り組んであります。久留米は、これは取り組まなくちゃいけないねと、今、検討中だそうでございます。

これは、尋ねましたら、市町村が取り組める事業であると、補助金の対象になるという返事が返ってまいりました。そのところの真偽のほどをお願いしたいと思いますが、その支給の中でも、所得制限があったり、いろいろ課税、非課税とか、いろいろありますので、それから申請者に限るとか。で、いろんなところもあるんですが、私は、市町村の取り組みであれば、進めてほしいと思うんですが、市町村が取り組める事業なのでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（三宅 明君） ちょっと説明が不十分だった点があるかと思いますが、障害者自立支援法に基づきまして、平成18年10月から、それまでのいろんな福祉サービスがあったわけですが、障害者にかかわりますものは、すべて障害者自立支援法に、一応定義づけられました。

障害者自立支援法の中で、大きく自立支援給付、それから自立支援医療、そして地域生活支援事業というふうに分けられております。前段で言いました給付、いわゆる介護給付

等とか、訓練給付等とかあるんですけども、そういったものと、それから、医療、自立支援医療、それともう1つ補装具の給付というのがあります。これは、全国どこでも一律にやりますという事業でございます。

3番、最後の地域生活支援事業、これは市町村が取り組む事業という、そういう大きなくくりになっております。その中で、この日常生活用具に関します物は、市町村が取り組む、地域生活支援事業の中のメニューだということでございます。

おっしゃいましたとおり、国庫負担もございます。県の負担もございます。補助事業である。いわゆる負担割合が決められているということになります。そういう状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 子どもや大人の人もそうですが、家におむつを必要な人が1人いる場合には、もう1人、だれかがかかっているなければなりません。仕事ができない状況にあります。施設に預ける以外にないわけですね、在宅ではできないわけですね。

しかし、在宅にいる人たちは、仕事もできず、そして多くは障がい児などは、母子家庭になるんですね。母親の責任にされることも多い状況にもございます。すべてがそうとは申し上げません。生活は決して楽ではありません。生活が安定、安心して生活できるような状況で、朝倉市で生活したい。だから、おむつ支給の生活支援事業の取り組みをお願いしたいというのが、保護者とか、この障害児、障害者の希望でございます。

そこで、安心して住める朝倉市としては、このサービスをどのようにお考えでしょうか。市長、今までのやり取りの中で、本当に住みやすい、安心して住める朝倉市の中で、先ほど出費のことについてもお尋ねしましたが、ほんとに、自分で選んで障害になったわけではないわけですね。障害者だって、人によっては税金を払って生活したいという思いもあります。そんな中で、このおむつ支給サービスについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） それぞれ平田議員と担当部長、あるいは福祉事務所長のやり取りを聞かせていただいております。私自身が、この事業の細部について、よく承知しておらなかったということもございますが、何せ、例えば、これ聞きますと、障害者自立支援法に基づくサービスだと、今、国のですね。ということじゃあ、ないんですか。そうじゃない。そうやろうが。ということだそうです。違うことはないそうです。

あくまでも、障害者自立支援法に基づくサービスで、今のところ、市独自でやられているところもあるようではありますが、今度また新しく、障害者自立支援法については廃止という方向になっております、それに基づくものがですね。恐らく、来年度には、障害者総合福祉法を制定するための取り組みがなされるということではありますが、そのことも含めて、十分に關心を持って、市長としてはみさせていたたくし、検討させていただきたいと

いうふうに思っています。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） ぜひ、善処方をお願いしたいと思います。ぜひ、家庭にも1回行っていただきたいなと思っております。

最後の質問ですが、この日常生活自立支援事業、これは朝倉市の社会福祉協議会に委託されている事業でございます。かいつまんで言いますと、対象者が、このサービスを利用できる対象者は、認知症、知的障害者、精神障害者などです。判断能力が不十分なため、日常生活でお困りの方となっております。

仕事の大きなものとしては、貯金通帳などを預かって、1カ月に1回か、2カ月に1回、その方のお宅を訪問して、幾らお出ししますかということで、社会福祉協議会に預けてある書類を持って、銀行か金融機関に行って、出してお届けして、さらに報告を出すという仕事でございますが、今、朝倉市では、3名の利用者だそうです。減っている方向です。

しかし、現在、この認知症とか知的障害、精神障害者以外で、身体障害者、四肢障害者、あるいは視力障害者ですね。なるべく在宅で生活してください、していこうという流れの中で、1人で外出できない人がふえております。年金も通帳に払い込まれることになっておりますので、この人たちに対する支援が必要と考えます。この人たちの支援をどのようにかなざる方法はないか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） まず、1つ誤解がございますようなので、訂正をさせていただきますが、この日常生活自立支援事業というのは、市が、市の社協に委託したものではありません。福岡県の社会福祉協議会が、福岡県から受託しているものでございます。それにつきまして、市のほうから、その分の拡大とか、利用をどうのこうのということは、まず、ちょっとできかねると思います。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） はい。誤解してました。福岡県では、県と田川市と、それから久留米ですね。そこが委託されて、うちは福岡県から朝倉市社協になってるんですね。

特別に、この方たちは、資格を多分持ってらっしゃると思うんです。この方たちに、資格を持ってらっしゃるから、朝倉市のシステムとして、この方たちにプラスアルファの仕事として、何か委託事業としての思い立ちはできないだろうかと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（青笹祥子君） 大変申しわけございません。現在利用は3件ということもございますし、今のところ、このことを、システムを市ですということは考えておりません。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員。

○14番（平田悌子君） 私は、いつも必要なこと、ときから質問を始めるんですが、私が知ってる人で、成年後見制度に該当してたわけですね、契約を結んでたんだけど、結んだ相手が、こっちのほうで認知症になったわけですね。もっと便利のいいところをしたいという人が1件と、それから、目の不自由な方が、通帳を預けてらっしゃった方が91歳以上を超えたわけですね。おひとり暮らしで、身寄りのない方なんですね。認知ではないんです。だから、こんな方たちをどうするかっていうことを、私はぜひ今後も、もう時間ありませんが、もっとそういう調査をすれば、あると思います。こちらに届いてないんだと思っています。

成年後見制度は、非常にきちんとしたもので、間違いのないものでございますが、手続が非常に煩雑で、それから、しかも、お金もたくさんかかります。もちろんこれも、1回、1時間につき1,000円かかります。でも、身近なところでそういう支援をできる人を、どうか、今度、要援護者支援ネットワークづくりもございまして、何かあわせて、そういう状況が生じていることを考えていただきながら、ぜひ、支援のほどをお願いしたいと思っております。

これは、すぐには御回答できないと思いますので、以上、要望して終わりたいと思います。以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 14番平田悌子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後3時08分休憩